

## 今週の専門用語



### 税賠訴訟

税理士を被告とした損害賠償請求事件のこと。税理士と依頼者である納税者の法律関係は、一般的に民法上の委任関係に該当するため、税務の専門家である税理士は、依頼者である納税者に対して、民法上の忠実義務、善管注意義務、説明助言義務などを負っているとされる。たとえば、税理士が納税者にした説明が不十分や不適切であったことなどにより、納税者がした税務申告に関連し損害が生じた場合、税理士は債務不履行等を理由に納税者から損害賠償を求められることがある。

### 合併法制

合併法制という場合、一般的には「会社法」における合併関係の規定を指すことが多い。米国やフランス、ドイツの会社法には合併法制が存在し、新設分割と吸収分割が規定されている（米国の場合、州により内容が異なる）。一方、英国では「事業譲渡＋事業譲渡を行った法人の清算」という合併に類似した組織再編が一般的な制度として法定されているが、日本法人の英国子会社等が当該行為を行った場合、日本の法人税法上も合併として扱われ、株主課税（法法61の2②他）が適用される可能性が高い。

### 株式交換の原告適格

株主代表訴訟の提起後に株式会社が株式交換等により他の株式会社の完全子会社となった場合であっても、原告株主が、株式交換等の対価として完全親会社の株式を取得した場合には、引き続き訴訟を進行することができる（会社法851条）。会社法制部会の見直しでは、株主代表訴訟を提起する前に株式交換等が行われた場合であっても、一定の要件を満たせば訴訟を行うことができることとする方向。当該株主は、自らの意思で株主の地位を失うわけではないなどの理由によるものである。

04  
ページ

07  
ページ

10  
ページ

編集室

◆特集では、消費税の事業者免税点制度を巡る税賠訴訟で税理士が勝訴した事案を紹介した。事案は設立3期目に免税事業者となったため第2期末の在庫商品に係る仕入税額控除が不適用とされたケースであるが、これは仕入税額控除を適用できる旨の消費税の確定申告をし、その間違いが税務調査により指摘され発覚したもの。◆訴訟は税理士法人が勝訴したものの、税理士法人は過少申告加算税および延滞税の合計額を含む数百万円を納税者に支払っている。◆税理士法人の社員税理士は無限責任を負うとされているだけに、税務業務についてより厳重なチェック体制が求められるといえそうだ。（SAK）

#### 週刊T&A master 第453号

2012年6月4日発行（毎週月曜発行）

【編集人】 南館茂雄

【発行人】 村田幸雄

【発行所】 株式会社ロータス21

〒104-0045 東京都中央区築地2-11-11 6F

【販売】 新日本法規出版株式会社

〒460-8455 名古屋市中区栄1-23-20

【お問合せ】 販売・広告 (052)211-1525

記事内容 (03)5281-0020 ta@lotus21.co.jp